

令和3年度子育てのための施設等利用給付制度の御案内

(子ども・子育て支援新制度幼稚園・認定こども園教育部分の「無償化」対応)



生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育てに係る経済的な負担を軽減するため、子ども・子育て支援新制度の幼稚園や認定こども園（教育部分）（以下、「新制度幼稚園等」といいます。）の保育料が無料になりました。また、新制度幼稚園等が教育時間の後に引き続いて行う預かり保育事業の利用料を無償化する制度を実施しています。預かり保育利用料の無償化にあたっては、事前に子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があるため、手続きなどを御案内します。

1 「無償化」の内容

(1) 利用者負担額（保育料）

これまで世帯の所得（市町村民税額）等で決定していた利用者負担額（保育料）が所得階層に関わらず無料になります。入園に際して、子どものための教育・保育給付認定（1号認定）の手続きを行ってください（別途案内）。

また、幼稚園等と障がい児通所施設等を併せて利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

(2) 預かり保育利用料

保育の必要性があると認定を受けた場合に限り、最大月額11,300円^{※1}を上限に無償化となります。

預かり保育利用料の無償化を受けるためには、教育・保育給付認定（1号認定）の手続きとは別に、**子育てのための施設等利用給付認定（新2号又は新3号認定）**の手続きが必要です。事前に認定を受けた方に、施設に支払った利用料に相当する給付金（**施設等利用費**）を市からお支払いし、実質的に利用料を無償とします（償還払い方式）。

給付基準を満たし、市から確認を受けた「預かり保育事業」を利用した場合の利用料が無償化の対象です。また、在園している新制度幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や預かり保育の提供が十分な水準でない場合^{※2}に限り、預かり保育利用料と認可外保育施設等の利用料を併せて、預かり保育利用料として上限額まで無償化の対象となります。

※1 ①月額11,300円（満3歳児は月額16,300円） ②日額単価（450円）×利用日数 ③実際に支払ったその月の利用料（給食費や教材代等を除く）を比較して一番低い金額が上限。

※2 年度ごとに、預かり保育事業の実施状況を施設から報告いただき、市が確認を行い、要件に該当する施設に通知しています。ホームページでも公表しています。

(3) 給食費

給食の材料にかかる費用（給食費）は無償化の対象外です。

ただし、年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額77,100円以下）の子供、及び所得階層に関わらず多子軽減カウント方法を適用して第3子以降となる子供の副食費（おかず、おやつ）は、徴収免除になります。対象となる方には、吹田市から副食費徴収免除のお知らせをお送りします。

(4) 対象外の費用

実費徴収の費用などは無償化の対象外です。（通園時の全ての費用が「無償」になるものではありません。）

例) 実費（給食費、通園送迎費、行事費、教材費）、保護者会費、施設維持費、施設協力費、
プレスクール（2歳児を対象にした教育・保育活動）の利用料

(5) 子育てのための施設等利用給付認定と施設等利用費支給申請の手続き

ア.子育てのための施設等利用給付認定

保育の必要性があり預かり保育利用料の無償化を希望する方は、事前に認定を受けていただく必要がありますので、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書に必要書類を添えて期限までに提出してください。

イ.施設等利用費の支給申請手続き

利用者負担額（保育料）分については、手続きは不要です。

預かり保育利用料分については、支給申請手続きが必要です。施設に利用料を支払った後に、支給申請手続きをしていただき利用料に相当する給付金（施設等利用費）を市から対象者に支払います。給付金の支給は、年4回（3か月に1回）です。支給申請手続きは、施設等利用給付認定の通知時に改めて御案内します。

【お問合せ先】吹田市児童部保育幼稚園室

【給付に関すること】 経理・整備グループ 利用費担当

【認定に関すること】 入園グループ

TEL ☎: 06-6384-1592 FAX: 06-6384-2105 平日9:00~17:30（土・日・祝日は休み）
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（吹田市役所低層棟2階217番窓口）

2 教育・保育給付認定と子育てのための施設等利用給付認定

新制度幼稚園等の利用者負担額（保育料）の無償化を受けるためには、教育・保育給付認定（1号認定）を受ける必要があります（（1）の表のAのパターン）。手続きについては、別途、「幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用に係る教育・保育給付認定申請案内」をご覧ください。

預かり保育利用料の給付金（施設等利用費）の支給を受けるためには、教育・保育給付認定（1号認定）に加えて、**事前に子育てのための施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）を受ける必要があります**（（1）の表のBのパターン）。新2号認定・新3号認定は「保育の必要性」の事由に該当する必要があります（新3号認定は市民税非課税世帯のみ対象）。

（1）認定の種類及び無償化の内容等

パターン	年齢 ^{※3} 要件	保育の必要性要件 ^{※4}	認定			無償化の内容	
			教育・保育給付認定	+	施設等利用給付認定	保育料	預かり保育利用料
A	満3歳～5歳	不要	1号認定	+	—	利用者負担額 0円	—
B	3歳～5歳	必要	1号認定	+	新2号認定	利用者負担額	最大月額11,300円 ^{※5} を上限に施設等利用費給付
	満3歳 (市民税非課税世帯 ^{※6} のみ)	必要	1号認定		新3号認定	0円	最大月額16,300円 ^{※5} を上限に施設等利用費給付

- ※3 年齢は、4月1日時点の年齢を確認してください。満3歳とは、3歳になって以後、最初の3月31日までの子供をいいます。
- ※4 共働き等により家庭で保育ができない場合など、あらかじめ定められた事由に該当する場合は「保育の必要性がある」といいます。詳しくは、「（2）保育の必要性」を参照してください。
- ※5 「日額単価（450円）×利用日数」「実際に支払ったその月の利用料」を比較して一番低い金額が上限となります。
- ※6 4月～8月の認定については前年度の市民税課税状況、9月～翌3月の認定については当該年度の市民税課税状況から判定します。

（2）保育の必要性

新2号・新3号認定を受けるにあたって必要な「保育の必要性」とは、保護者の方が以下の事由のいずれかに該当する場合があります。「保育の必要性」は保護者の方全員が該当する必要があります。

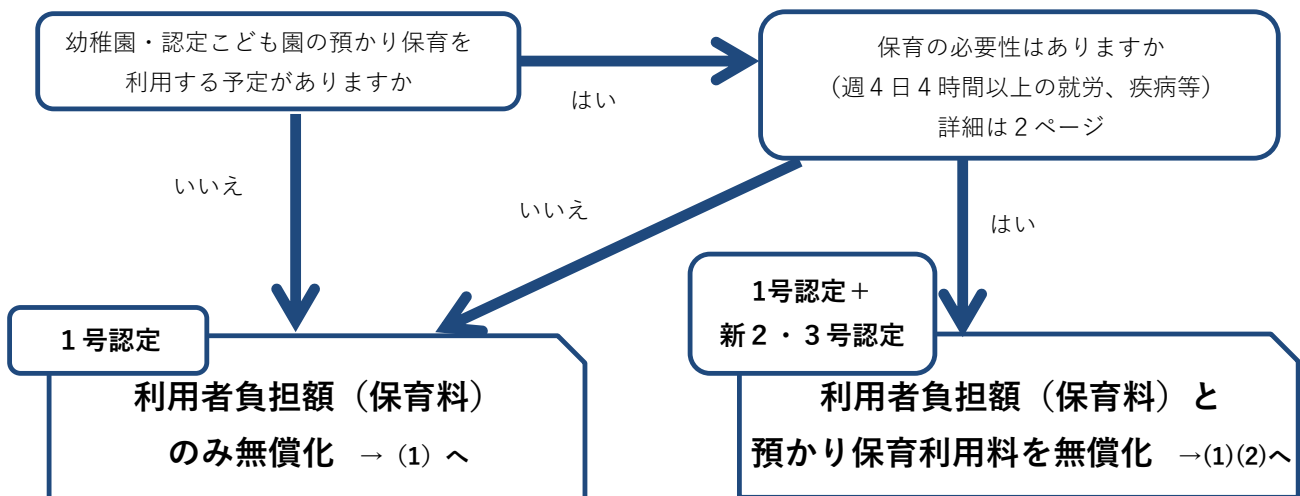
事由	保護者の状況	認定期間
就労	週4日かつ1日4時間以上就労している。 (就労形態は問わない。就労内定を含む。)	就労している期間
妊娠・出産	出産予定・出産して間もない。	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	病気やケガをしている。又は心身に障がいがある。	療養にかかる期間
介護・看護	病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している。	介護・看護に必要な期間
求職活動	求職活動を行っている。求職活動を行う。 (起業準備を含む。)	就労を開始するまで (最長3か月間)
就学	週4日かつ1日4時間以上就学している。 (就学内定を含む。) ・学校教育法第1条に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは、同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること	在学している期間
その他	災害復旧にあたる場合など市長が認める場合。	各事由により必要な期間

新2号（又は新3号）の認定期間が終了した場合、終了後の預かり保育利用料は施設等利用費の対象となりません。引き続き事由が継続される場合は、必要な手続きを行ってください。認定は遡及しませんので必ず事前に手続きを行ってください。また、事由が消滅する場合、変更となる場合も手続きが必要です。

保育の必要性が認められた場合でも、預かり保育の利用を保障するものではありません。各園の実施する預かり保育の定員については、限りがありますので注意してください。

3 施設等利用費給付手続きの流れ

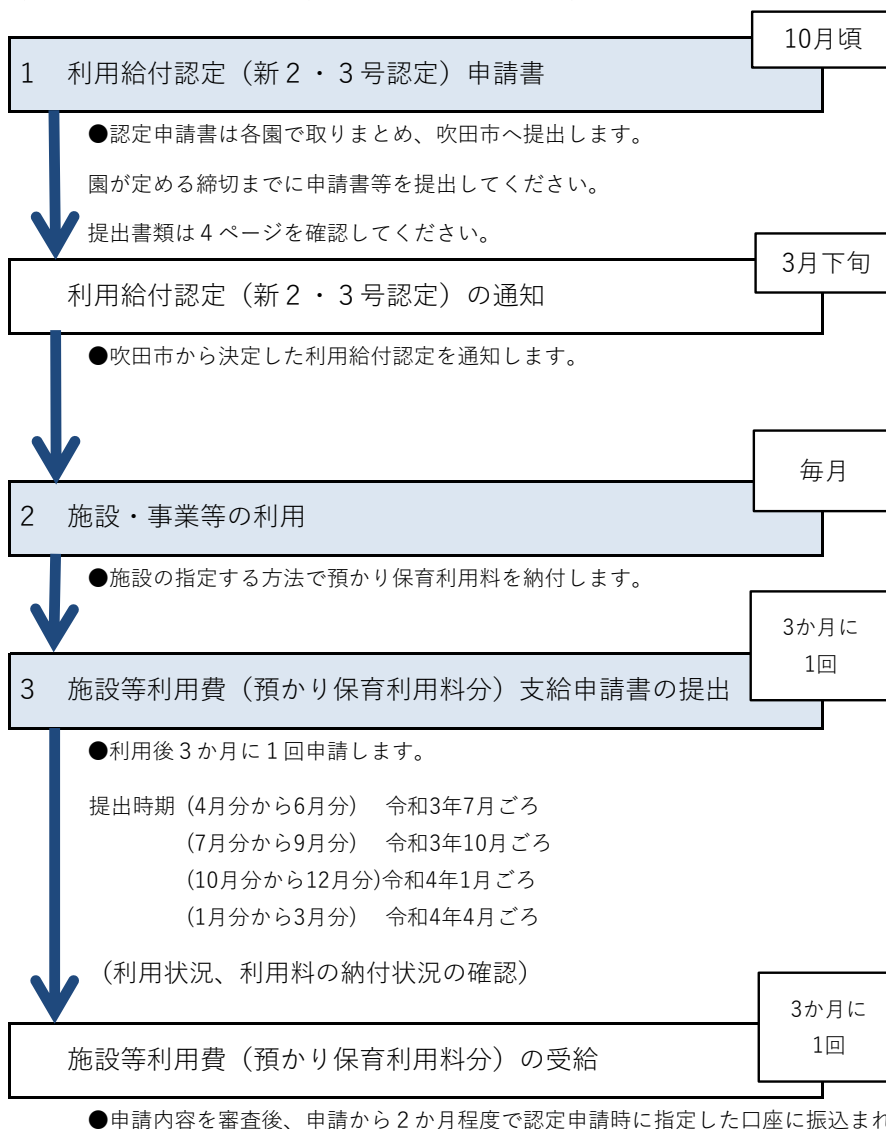
預かり保育利用料の無償化による給付（施設等利用費）を受けるためには、子育てのための施設等利用給付認定（利用給付認定）の申請手続きと施設等利用費支給申請の手続きが必要です。



(1) 利用者負担額（保育料）（1号認定部分）

幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用に係る教育・保育給付認定申請書を提出してください（別途案内）。利用者負担額（保育料）を0円とし、吹田市から保護者及び幼稚園・認定こども園へ通知します。

(2) 預かり保育利用料（新2・3号認定部分）



※施設等利用費（預かり保育利用料）の支給申請に必要な書類や詳細な提出時期については、利用給付認定通知時に御案内します。

4 提出書類

(1) 提出期限

各幼稚園・認定こども園の提出期限までに提出してください。期限は厳守してください。

「保育が必要な理由を証明する書類」が各幼稚園・認定こども園の提出期限までに間に合わない等の理由により、保育幼稚園室へ直接書類を送付される場合は、**令和2年(2020年)11月20日(金)までに**保育幼稚園室へ郵送してください。

(2) 提出先

各幼稚園・認定こども園

(3) 必要書類

保育を必要とする事由がある方(新2・3号認定)

必要な書類		区分	備考	
(1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (B票)		必須		
(2) 子育てのための施設等利用給付認定の提出書類確認票 (C-1票)		必須		
保育が必要な理由を証明する書類	事由	必要書類 (保護者全員分が必要)	区分	
	就労	雇用	勤務(内定)証明書 様式A-1 ※7	い ず れ か 必 須
		自営		
		内職		
	妊娠・出産	母子手帳の写し	就労先で証明を受けてください。 複数の就労先で勤務する方は、それぞれの就労先で証明を受けてください。 保護者が代表者の場合、自身で作成してください。 業務委託元で証明を受けてください。	
	疾病・障がい	診断書 様式B ※7 又は障がい者手帳の写し	母子手帳の表紙及び分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。 手帳の写しは、表紙及び等級が記載された部分が必要です。	
	介護・看護	診断書 様式B ※7 又は親子通園証明書等	同居の家族(長期間入院等をしている親族を含む)が対象の場合に限ります。	
	求職活動	特になし	勤務を開始することが決定次第、勤務(内定)証明書 様式A-1 ※7を提出してください。	
	就学	在学証明書と時間割等	時間割等がない場合はタイムスケジュール 様式C ※7 もしくは自身で作成したもので構いません。	
その他 (災害復旧等)		保育幼稚園室にお問い合わせください。		

※7 保育幼稚園室が指定する様式がある場合は、指定の様式で提出してください。指定の様式は、吹田市ホームページよりダウンロードできます。 [吹田市 施設等利用給付認定](#) で検索。

(4) 個人番号(マイナンバー)報告書等の提出が必要な場合

令和2年(令和3年)1月1日時点で吹田市にお住まいでなかった方で、新3号認定を申請する場合は、吹田市で課税状況を確認するため、個人番号(マイナンバー)報告書等の提出が必要です。提出が必要な方には、後日、吹田市から各保護者へ依頼させていただきます。なお、書類等を提出いただいた場合でも、課税状況により、認定が受けられない場合があります。また、マイナンバーを利用した市町村間をまたぐ情報連携については、令和3年6月以降に可能となる見込みです。

